

3-1 農薬について

1. 農薬の管理制度

- ①農薬は農作物の栽培過程で、病虫害の駆除や雑草の除去、生育の促進または抑制のために使われる薬剤のことをいい、殺虫剤、殺菌剤、殺虫殺菌剤、除草剤、殺鼠（そ）剤、植物成長調整剤、誘引剤、展着剤、天敵、微生物剤に分類されます。
- ②農薬は農薬取締法に基づき、安全性や環境への影響などを厳格に審査し登録され、製造、販売、使用が認められ、農薬を使用する者が順守すべき使用基準が定められています。
- ③食品衛生法では、食品（作物）ごとに農薬の残留基準値が定められており、設定した基準値を超える農薬が検出された場合には、原則的に流通が禁止されます（いわゆる「ポジティブリスト制度」）。

2. 生協の農薬の安全性確保の取り組み

（1）考え方

- ①農薬の安全性は、「特定の農薬の使用」や「散布回数」に特化した管理ではなく、登録された農薬について希釈方法、散布回数、散布時期など正しい使用方法を順守することで確保されます。
- ②生産者が適正な農薬の使用と記録・管理を行う体制の確立と運用を、産地・生産者団体等に要請します。
- ③環境への負荷と生産者の健康に対するリスクを軽減するために、生産性の視点も踏まえ生産者と協力して農薬使用の抑制に取り組みます。
- ④「農薬を使用しないこと」＝「安全」としてご案内することは、科学的な根拠がなく、情報の混乱を招くため行いません。
- ⑤組合員の農薬についての知識と理解を深めるために、産地見学等の取り組みを進めます。

（2）農薬の使用実態の把握

- ①特定の農薬のみではなく、圃場（ほじょう）で使用する全ての農薬の使用実態の把握に努めます。
- ②そのために、産直商品、グリーン・プログラム（有機栽培・特別栽培）商品、園地指定品の産地に対しては、生協の農薬の考え方を伝え、適正農業規範に取り組んでいただくことを要請するとともに、「農産商品仕様書」に基づき農薬使用実態の把握を行い、産地に赴き生産者の農薬使用の記録管理を点検します。
- ③取り扱う全ての生鮮青果物と米の生産者に対して、日常の商談や産地点検、適正農業規範に基づく点検の際に、生協の農薬の考え方を伝え、適正な農薬使用と生産者の農薬使用の記録管理を要請します。
- ④農作物を原料とした加工食品は、フードチェーンの各段階（製造者、販売者等）における、農作物の生産や流通過程の点検・確認および残留農薬検査など、安全性を確認し、検証する取り組みを進めます。

（3）農薬の使用と管理についての運用

- ①産直商品・園地指定品で、農薬の使用量を慣行的な栽培と比較して削減する取り組みを行った場合は、「農産商品仕様書」に明記し、産地点検において実施状況を確認します。グリーンプログラムで提案する商品ではそのことは必須項目です。
- ②農薬の使用に当たっては、農薬取締法による「農薬の登録」および「農薬使用基準」を確認し、適用外農薬の使用がないようにします。
- ③残留農薬値は、「残留農薬基準」以下とすることを基準として運用し、全ての農薬を対象に管理します。

(4) 残留農薬検査

- ① 取り扱い前の事前点検および取り扱い商品の残留農薬の状況を把握するモニタリング点検として、残留農薬検査を実施します。残留農薬検査は、年度の検査計画を作成して実施します。
 - ② 輸入農産物は、シーズン当初の取り扱いの事前に残留農薬検査を行い、結果を確認してから導入することを基本とします。
 - ③ 商品検査センターではなく、産地・お取引先が残留農薬検査を行う際には、登録検査機関（*1）または ISO/IEC17025（*2）認定機関での検査を基本とします。
 - ④ 産直商品、グリーン・プログラム（有機栽培・特別栽培）商品は、優先的に残留農薬検査を計画します。極力取り扱いの事前に検査できるように、計画を作成する際には留意します。
- ※ネオニコチノイド系農薬によるミツバチなどの有用生物や周辺環境への影響について、政府は情報収集と解析を進めており、使用方法の変更が必要かどうかについて検討が行われています。

【用語解説】

- （*1）登録検査機関：食品衛生法に基づく食品等の検査を行うことができる厚生労働大臣の指定する検査機関。
- （*2）ISO/IEC17025：試験所が測定・試験を実施するマネジメントシステムを備え、技術的に妥当な結果を出す能力があることを、第三者機関が認定する制度。コープデリ商品検査センターは、放射性物質検査において取得しています。